

水道の使用開始・中止の申込みについて

こんなときはお届けが必要です。

- ◆水道の使用を始めるとき、使用を中止・廃止されるとき（転入、転出、転居）
- ◆入院などで長期間留守にして水道を使わないとき（一時中止）

◆使用者が変わるとき（使用者変更）
ご注意ください！

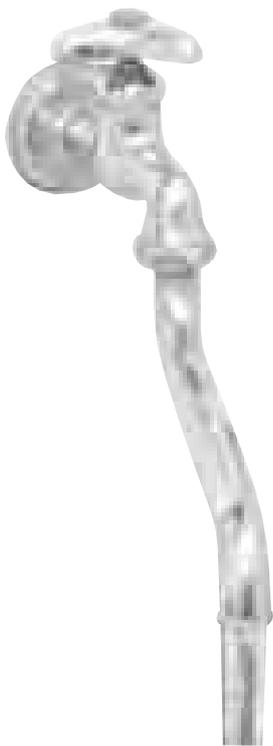
使用されていない場合でも、使用中止の申込みがあるまで基本料金がかかります。トラブルの原因になりますのでご注意ください。

転居などが決まったら早めに届け出てください。

問合せ先

使用開始・中止の申込み・漏水補修（配水管・宅地内配管）

- ・武雄市管工事協同組合 電話 ②③ 22550
- ・北方水道維持管理センター 電話 ③⑥ 51112
- 水道料金・口座振替・その他ご不明な点に関する問合せ
- ・武雄市水道課 電話 ②② 2874



平成19年度浄化槽設置整備

事業補助金について

市では、し尿・雑排水を併せて処理することにより、河川や水路等の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽を設置され

る方に補助金を交付していただきます。
平成19年度は約150基への補助を予定しています。補助金を受けられる条件居住用に供する建物（業務

消費生活相談をご利用下さい

悪質商法やクーリングオフ等に関する消費生活のさまざまなご質問、ご相談について、消費者の立場で一緒に考え、解決のためのお手伝いをします。

消費生活相談員があなたのご相談をお受けします。

相談受付日

毎週月・木曜日（第2木曜は北方支所、第4木曜は山内支所）で相談を受け付けています。

相談場所

- ・市役所1階相談室
- ・北方支所3階会議室
- ・山内支所1階相談室

相談受付時間

午前10時～午後4時

相談の際は…

- ◆要点をまとめておいてください。
- ◆なるべく契約した本人がご相談ください。
- ◆来所の場合は、なるべく事前に予約の電話をお入れ下さい。

◆契約書や渡された書類等があれば手元に準備しておいてください。

総務部総務課安全安心係

電話 ②③ 9315

山内支所総務課

電話 ④⑤ 2515

北方支所総務課

電話 ③⑥ 2515

の用に供する部分を併設する建物及び集合住宅を含む）に設置される合併浄化槽に対し、予算の範囲内で交付します。ただし、公共下水道整備区域（市街地32^{地区}）、山内町全域及び農業集落排水事業地区（矢筈、川内、橋下）は補助対象外です。また、浄化槽を設置する場合は、事前に保健所（②③ 3506）主催の設置者講習会の受講が必要です。補助金の額（予定）

5人槽 33万2千円

6～7人槽 41万4千円

8～10人槽 54万8千円

11～20人槽 93万9千円

21～50人槽 147万2千円

（注意）補助金額は、国の基準額改正に伴い増減する場合があります。

※補助金を希望される方は、着工前に市に申請が必要です。

また、浄化槽を設置する場合は、事前に保健所（②③ 3506）主催の設置者講習会の受講が必要です。

●**問合せ先**

まちづくり部下水道課管理

係 電話 ②③ 9118